

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年 6 月 23日	
東大阪市長 殿	
提出者 東大阪市弥生町18-28 住 所 医療法人 藤井会 氏 名 理事長 藤井 弘史 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 072-988-3121	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人藤井会 石切生喜病院
事業場の所在地	大阪府東大阪市弥生町18-28
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83：医療業
②事業の規模	331床
③従業員数	600人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	各部署 感染性産業廃棄物 (針など鋭利な物) 感染性産業廃棄物 保管庫 感染性産業廃棄物 として処理委託 運搬 最終処分 感染性産業廃棄物 (上記以外の物) 滅菌処理施設 滅菌 処理 廃プラスチック類 として処理委託 運搬 最終処分

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	158.37 t	t
	(これまでに実施した取組) 分別を徹底し、その他の廃棄物が混ざらないように努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	155 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き分別を徹底し、その他の廃棄物が混ざらないように努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 容器をその他の廃棄物などと区別し分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き分別保管する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	86.13 t	t
	(これまでに実施した取組) 滅菌処理を実施している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	84 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き滅菌処理を行う。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

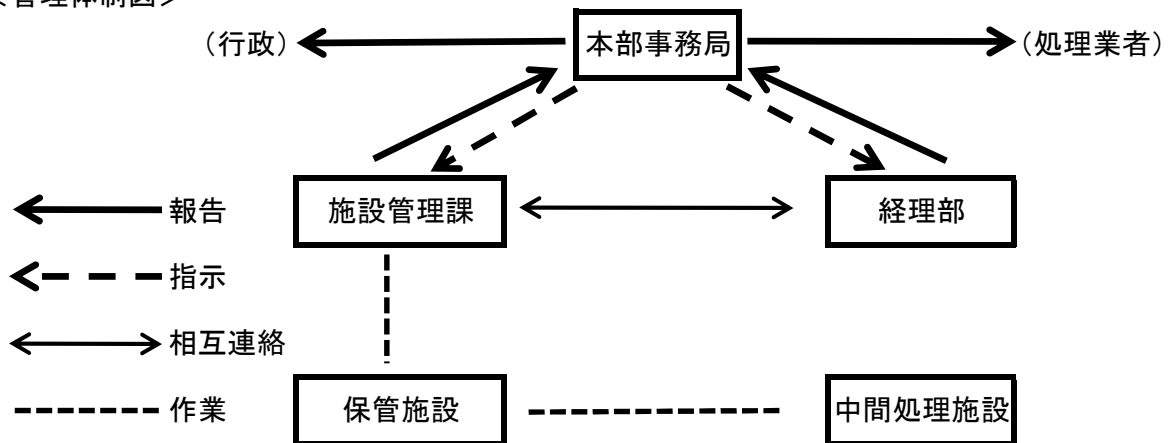
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	72.23 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	72.23 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 産廃情報ネットなどの情報を参考に、委託基準を遵守できる産廃処理業者を選定しており、処理施設や最終処分地の現地確認を行っている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	70 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	70 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 委託処理業者に対しては、引き続き処理状況の現地確認を行う。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

<管理体制図>



<各部署の役割>

部 署	役 割
A 本部事務局	- 産業廃棄物の発生から処分に至るまで統括的に把握管理 - 処理施設の定期的査察 - 行政に対する報告 - 処理業者委託の委託契約の管理 - 産業廃棄物の適正管理に関する社内啓発 - 各部署間の調整及び指示
B 施設管理課	- 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 - 各現場施設の維持管理点検等 - 保管施設での保管量の把握、記録の作成 - 委託伝票(マニフェスト)等の管理 - 産業廃棄物処理計画の策定及び実施 - 中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 - 最終処分場の稼働状況の把握、記録の作成 - 産業廃棄物の分析及び環境事業の分析、測定等 - 上記内容をAに報告
C 経理部	- 産業廃棄物の適正処理費用の算出 - 委託料金の支払い方法による業者管理 - 上記内容をAに報告